

# シェアリングレター

- 「シェアリング」は、共有すること、分かち合うことを意味しています -

< 編集発行 >

公認会計士 林光行事務所  
 税理士  
 〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町  
 1-13 サンセットビル  
 TEL 06(6772)7770  
 FAX 06(6772)7740  
<http://www.share.gr.jp>

第32号

2006年4月

## 民間人校長

所長 林光行

新聞報道(2006年3月25日)によれば、02年春に大阪府立で初の民間人校長に登用された府立高津高校の木村智彦校長が、府教委に辞職願を提出し、受理されたとのこと。木村校長は任期を1年残して今年3月末で辞職するといひます。

同校長は府教委が関西経済同友会に紹介を依頼し、登用された企業人です。府教委が企業人を同校の校長にした狙いの一つは、私学に奪われていた多くの実質的「地域一番校」の座を、府立高校が取り戻すことにあったと思われる。

木村校長は着任後、迅速に行動を開始しました。同窓会に資金を仰いだクーラー設置、PTAに援助を求めた学習塾講師による補習、塾テストの導入など。結果、「02年春に48人だった同校の国公立大合格者が05年には119人に増えた」と言ひます。

このような目に見える成果に拘わらず、この度の辞職にいたった背景には様々な事情があったものと思われるが、府教委には、今後とも府立高校の教育の質を上げるための様々な試みを続けて欲しいと思ひます。

民間人校長の登用も一概に否定されるべきではないと思ひますし、保護者負担の元に「教育」を塾の下請けに出すのでは困りますが、学習塾のベスト・プラクティスに学ぶことも有益だと思ひます。

ただ、教育目標を「進学率」等に偏らせて欲しくはありません。人が生きるには、事実を認識する力、論理的に考える力、想像し創造する力、等々が必要ですが、「学力」はその一部に過ぎません。

さらに、そのような能力に加えて、心から感動できる能力、他者の喜びや悲しみに共感できる能力、他者と共に生きることを嬉しいと感じる能力等があつて初めて、人は、「人間らしく生き抜く」ことができるのではないのでしょうか。そのような力を育むことが、教育の真の目的だと思ひます。

10数年前当時、長女が通っていた私立高校には進学のための級がなく、進学指導を問う保護者には、「当校は予備校ではありません。全人教育を行うことが当校の目標です」と応えていました。

凡そ教育に携わる人には、このような理念を、高く掲げていて欲しいと思ひます。

## ~ CONTENTS ~

## 4月 - 9月の税務

交流 第26回 E's plan .....	2
経営倶楽部	
第52回「会社法 入門」 .....	4
第53回「流れが変わった日本の針路」 .....	6
平成18年度 税制改正 .....	8
ヘルメット相談会「法人税入門」 .....	10
会計・税務・経営 耳寄り? 情報 .....	11
施行直前! 新会社法 何を準備したらいい? .....	12
障害者自立支援法について .....	14
投稿「共に生きる」 .....	15
2006年・新春合宿レポート .....	16
KS経営研究会 .....	17
読者の皆様からのお便り .....	18
ANAセミナーの感想とご案内 .....	19

4月10日	3月分源泉所得税の納付(以降毎月10日)
5月1日	2月決算法人の確定申告期限
22日	労働保険料の年度更新
31日	3月決算法人の確定申告期限
6月30日	4月決算法人の確定申告期限
7月10日	6月分源泉所得税の納付 (納期の特例の場合1~6月分) 社会保険報酬月額算定基礎届け
15日	所得税予定納税額の減額申請期限
31日	5月決算法人の確定申告期限
8月31日	6月決算法人の確定申告期限 個人事業者の18年分消費税の中間申告
10月2日	7月決算法人の確定申告期限

# 交流 第26回 有限会社E's plan



今回は、TVや雑誌でおなじみのカリスマ主婦リフォーマー・前出英子さんのお宅を訪問しました。リフォームのTV番組では、ダイナミックな壁のぶち抜き、最後は涙々の感動的なラストシーンが印象的でファン多数。以下は、そんな前出さんの大ファンの一人、林 智子(林光行の次女)のレポートです。なお、前出さんは、林光行・幸が講師を務める開業支援講座の4期生でもあります。

## 前出さんのお宅拝見

前出さんのお宅は、地下鉄御堂筋線千里中央の駅から徒歩3分のところにある緑に囲まれたマンションの2階にあります。築34年の中古マンションを昨年購入され、リフォームされました。玄関ドアにはステンドグラスがあしらわれてあり、センスのよさと温もりを感じさせます。

## モデルルームみたい！

中に入ってみると・・めっちゃきれい！！まるでモデルルームみたい！「そうなんです。モデルルームにしてるんですよ。リフォーム希望の奥様が、重い腰の旦那様を説得する場合に、この家を見せるとほとんどの旦那様が賛成してくれるんです。」と前出さん。実は私がモデルルームみたいって思ったのは、綺麗に片付き過ぎていて人が住んでいるとは思えないという意味だったのですが…。

お宅を案内してもらおうとあらゆる場所に収納スペースがあり、しかも使い勝手が良いのです。引き出しや戸棚を開けると、食器や調理器具類がどこに何が入っているのか一目で分かるので、旦那様に朝ご飯を自分で作ってもらい、後片付けまでしてもらえる



そうです。また、前出さんのお宅にはいつもたくさんの方が訪れます。その際、台所を自由に使

ってもらおうのですが、みなさん後片付けまできっちりしてくれるそうです。林家のメンバーが片付け嫌いなのは、どこに何を片付けていものか分からないからなのかもしれません。

はじめはモデルルームのように生活感がないと感じたのに、実はとても生活感で溢れていたのです。

## セカンドハウスみたい！



そして和室。茶道が趣味の旦那様は、月に一度お茶会をされるそうです。そのため炉、水屋がある本格茶室仕様になってま

す。ベランダからは、きれいに手入れされた庭が見えます。これは豊中市市有の公園だそうです。とても眺めが良くベンチに腰掛けると、セカンドハウスで休暇を過ごしている気分になりました。

私が一番気に入ったのはなんとといっても寝室です。畳ベッドの脇に机(壁に取り付けた天然木)があってベッドが椅子にもなるのです。この畳ベッドにちゃぶ台とコンロを持ってきたら鍋パーティもできます。なんて機能的なんでしょう。



前出さんのお宅を訪問して感じたことは、とっても豊かな生活をされているなあということです。

私は物質的な豊かさを追い求めると、精神的な豊かさを失ってしまうような思い込みがありました。

前出さんのお宅や前出さんのされるリフォームは、物質的な豊かさを満たすものですが、同時に、本当のリラックスや良い人間関係という精神的な豊かさをもたらしているのが良くわかりました。

「両立しないように見えて、実は両立することが良くある」というのが最近の私のテーマなのですが、またそれが発見できてうれしかったです。

前出さんのお宅についてもっと知りたいという方は『前出英子のしあわせ間取り(けやき出版)』『前出英子の「暮らしが変わるシンプル収納術」(実業之日本社)』をご覧ください。

### 前出さんのお人柄拝見

(前出さんの行きつけのフランス料理店『レ・ルシオル』  
(tel06-6846-9512)にて・・・取材に来てよかった～！)  
「金儲けは苦手やけど人儲けはさしてもうてます」

前出さんは、たとえお金がなくなっても不安ではないとおっしゃいます。助けてくれる人がいっぱいいるからだそうです。人こそ財産ですね。

それは、お年寄りだろうが子供だろうが「100%のお付き合い」をしている前出さんだから真実味があります。本当に前出さんの人脈はすごいです。人を集めようと思ったら一日で300人は余裕だとか。

「人と人を会わせるのが好き。人の駅がいっぱいあってそれをつなげるのが好き」

前出さんが出演されたTV番組で、リフォームをお願いしたお宅のご家族同士が、前出さんの紹介で知り合い、とても仲良くされているそうです。

住まいのコーディネーターに留まらず、人と人とのコーディネーターとしても活躍されています。

「人に喜んでもらえることが大好き」

これは、前出さんの生きる原動力であり、行動原則です。

「反対の立場(相手の立場)で考える。人にされて嬉しいことをする。嫌なことはようせん」

小学生の頃、忘れ物をした友達がいたら自分の物を貸してあげたそうです。自分が困ってもその子が喜んでくれるのが嬉しかったそうです。中学生の頃は、率先して学校の周りを掃除したそうです。暇さえあれば学校のトイレの掃除。

「誰でもきれいなほうが気持ちいいもん」

そりゃそうですけど、人のためにここまで動けるのがすごい。

「してあげるんじゃなくて、さしてもうてるんです」

なるほど。友達のクラブの部室を「リフォーム」してびっくりされることもあったそうです。また、先生の服の洗濯をしたり、机の周りを片付けたりして、喜ばれるだけでなく、中には勘違いしてプロポーズしてくる先生もいたそうです。

ここでふと疑問。生まれながらにしてこんな性格の人っているの？ ご両親もきっと素晴らしいお人柄に違いない。

「はい。両親もそうです」

お父様は土木建築業をされていて、従業員が50人位いらっしやったそうです。万博が開催された当時は、食べ物もそんなに豊かではなかったのですが、従業員の方には家族と同じものを好きなだけ食べてもらっていたそうです。それもおなかいっぱい。お風呂も従業員の方が家族より先に入っていました。前出さんが思春期の頃、「あんな人らの入った後に入るん嫌や。」と言ったとき、お父様に「お前、学校行きたないんか？あの人らが働いてくれるおかげやろ。誰のおかげで生活できてんのかよう考え！」と叱られたそうです。

### □嫁にしたい女性NO.1

リフォームだけでなく前出さんのもうひとつの特技は、電話の声を聞いただけで、名前と顔が咄嗟に思い出せることです。しかもフルネームで。「だって自分が覚えてもらってたら嬉しいもん。」これも前出さんの行動原則『反対の立場で考える』というところからきているみたいです。電話がぶかってきて、相手が名乗る前に「あ、〇〇さん！」と言うと本当に喜ぶそうです。これは見習おうと思いました。

来客があるとお茶を出したり、靴を揃えたり、靴べらを渡したり、とにかく気がつくので「嫁にもらいたい」と言われることもしばしばあったそうです。

前出さんの話を伺っていると、とっても幸せな気持ちになります。話の節々にあらゆることや周りの人に対する感謝の気持ちが伝わってきます。

『してあげるのではなくさせていただく。』『人に喜んでもらえる』ことが、前出さんの喜びであり生きる原動力になっています。

だから、前出さんの周りには人がいっぱい集まってきます。今回の取材で、ますます前出さんのファンになってしまいました。前出さんのお人柄をもっと知りたいという方は、ぜひ[次回経営倶楽部\(20頁参照\)](#)にご参加ください。



(前出宅のベランダから見える風景)

有限会社 E's plan  
 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-23-14  
 新坂ビル4F  
 URL : <http://www.e-splan.com>  
 TEL : 06-4803-8085 FAX : 06-4803-8084

# 経営倶楽部

## 第52回 経営倶楽部 『会社法 入門』

平成17年10月15日

公認会計士 税理士 林 光行

2005年7月26日「会社法」が公布され、2006年5月1日施行予定です。法制度が大きく変わるということで、所長林光行自ら「会社法入門」と題してお送りさせて頂きました。内容は、新しく出来た「会社法」と



いう法律だけに限定せず、会社の起原から「会社法」が制定されるに至るまでの経緯など、時代背景に沿って説明が進みました。後半では、株主チームと経営者チームに別れて対決ゲームをしました。巷ではライブドアとフジテレビとのニッポン放送株の買収合戦が取りざたされている時期でもあり、チーム毎に事案と対抗策を考えて喧々諤々議論するうちに、いつ

(林 竜弘)



### 天下分け目の関ヶ原の合戦

「おお、ロミオ！ロミオ！！

あなたは どうしてロミオなの!？」

いきなり林扮するジュリエットの登場に会場は一瞬しんと静まり返り、そして爆笑が起きました。

エリザベス1世統治下の1600年当時、イギリスではシェイクスピアが活躍していました。

一方、日本では1600年といえば、天下分け目の関ヶ原の合戦。時を同じくして、イギリスは、大陸経営の橋頭堡として東インド会社を設立しました。その2年後の1602年にはオランダが、株式会社の起原と言われる東インド会社を設立しました。

以来、時を経ること400年。原初的には、仲間が寄り集まって作った結社形態（カンパニー）も、わが国の現行法制下では、合名会社、合資会社、株式会社、有限会社の4種類の「会社」形態として規定されるに至っています。

### 世界的な大競争時代へ

さて、時代を移して、日本の夜明け明治維新。

林は、言います。「西洋で始まった資本主義の波は、東はアメリカを回り、西はヨーロッパを回って、離れ小島の日本まで押し寄せてきました。この時日本は、資本主義国の仲間入りをしました。資本主義体制が世界体制になった瞬間です。」

そして続けます。「その50年後、1917年ソビエト革命が起きます。資本主義は金が儲かりさえすればよいという市場経済至上主義。その揺り戻しだったのでしょう。社会主義社会の成立は、資本主義むき出し

の経済効率一辺倒に対する一定の歯止めになっていました。しかし東西冷戦を経て1989年ベルリンの壁が崩壊すると、その歯止めもなくなってしまい世界資本主義がスタートしました。世界的な大競争時代への突入です。」

「日本ではバブルが崩壊し、モノの値段がどんどん安くなりました。価格破壊です。資本主義経済では賃金もモノの値段のうち。ユニクロがやったことは、安い労働力を缶詰にしてその缶詰を日本で売ること。

1492年	コロンブス アメリカ大陸発見
1494年	ルカ・パチオリ 「ズママ」著
1497年	バスコ・ダ・ガマ 喜望峰を回航しインド航路を開く
1502年	マルコ・ポーロ 「東方見聞録」出版
1517年	マルチン・ルター 宗教改革始まる
1519年	レオナルド・ダ・ビンチ没
1520年	マゼラン海峡発見
1600年	天下分け目の関ヶ原の合戦 (英)東インド会社設立 シェイクスピア活躍
1602年	(蘭)東インド会社設立
1765年	ワット 蒸気機関改良
1775年	アメリカ独立戦争始まる
1789年	フランス革命 ワシントン大統領就任
1848年	共産党宣言
1865年	坂本竜馬 海援隊前身の亀山社中設立 南北戦争終結・リンカーン暗殺
1867年	大政奉還 マルクス「資本論」第1巻刊行
1899年	明治32・3・9・法律 48号「商法」
1917年	ソビエト革命 翌年ドイツ革命 第1次世界大戦終 世界人口約15億人
1938年	昭和13・4・5・法律 74号「有限会社法」
1945年	第2次世界大戦終結 世界人口約25億人
1951年	社会福祉事業法
1969年	ARPA インターネットの起源
1974年	昭和49・4・2・法律 22号「商法特例法」
1989年	ベルリンの壁崩壊/平成元年 世界人口約50億人
1995年	阪神大震災/ 第1回経営倶楽部
2000年	介護保険・社会福祉法人の新しい会計制度 世界人口約60億人
2005年	郵政法案 / 第52回経営倶楽部 世界人口約65億人

安い労働力が輸入されることで日本の賃金もどんどん安くなることでしょう。これからは日本で1、2を争っているだけではもう生き残っていけません。ビッグビジネスは世界で1、2にならない限り生きていけないのです。日本経済も世界的な競争と無縁ではいられない状況に置かれています。このような世界的な流れを背景に、規制でがんじがらめになっている日本経済を合併や買収などフレキシブルに対応できるようにする会社法が求められるようになっていました。」

**「商法」という法律**

現行商法は1899年(明治32年)に成立した法律です。その書き出しは、次のようになっています。

「朕帝國議會ノ協賛ヲ経タル商法修正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム」

100年以上前にできた法律なので、なんとも古めかしい表記ですが、今でもちゃんと現存して施行されている法律です。もともと法律というのは保守的なものですが、商法は先進的な法律で、先取性・国際性のある法律だといわれています。商法には、どんどん変化していく経済に対応することが求められています。

従前では何年ぶりに一度というような大改正も、バブルの崩壊以後は、毎年のように行われるようになっています。継ぎ接ぎだらけの蛸足に接ぐ蛸足配線の状態です。最近では、目まぐるしく変化する経済情勢の中で、最低資本金制度、ガバナンス(企業統治)のあり方、M&A等の組織再編行為等について、体系的かつ抜本的な見直しが必要となってきました。こうなるともう商法の中だけでは律しきれず、新たな法典として「会社法」が創設されることになりました。

**果たして、軍配やいかに!?**

さて後半は、株主チームと経営者チームに別れて対決ゲームです。

- 株主「シャンシャン総会の割りに配当が少ない!」
- 「公開事実に嘘がある!」「事業計画がずさんだ!」
- 「役員報酬多すぎる!」「臨時総会を開け!」
- 経営「儲かって配当もしているので問題ありません。」
- 「臨時総会の開催については検討いたします。」
- 「増資をします(経営者だけで引き受けてしまう)。」

双方、無理難題をふっかけたり、のらりくらりやり過ぎたり。ホットな議論が展開されました。事案によっては経営者側に開き直られると、思いのほか株主側が苦戦してしまうことなど興味深く観察できました。

そして最後は、怒涛のごとく改正点を列挙して説明をした後、次のように締め括りました。「新しい制度の特徴は、原則自由という点です。機関設計を例に挙げると、同じ株式会社でも39種類の機関構成が可能になります。どのような機関設計をするかは会社の裁量に委ねられます。その反面、自由裁量の余地が大きくなるということは、それに伴う責任も重くなるということです。加えて、登記事項が大幅に増えていますので、取引相手等がどのような会社なのかを確認するために、事前に登記簿謄本を入手しておく必要がこれまで以上に高まります。」

というわけで、新制度への対応策が気になる方は、12頁～13頁をご参照下さい。

**新「会社法」の主な変更点(参考:法務省民事局)**

内容	現行制度	新制度
会社の種類	株式会社 有限会社  合名会社 合資会社 -	株式会社 &有限会社(経過措置) 持分会社 合名会社 合資会社 合同会社(新設)
最低資本金	株式会社 1000万円 有限会社 300万円	制限なし 1円でOK!
発起設立時の 払込保管証明	必要	残高証明でOK!
取締役の員数	株式会社 3人以上 有限会社 1人以上	1人以上 機関設計は39類型
取締役の任期	株式会社 2年 有限会社 制限なし	原則 2年 株式譲渡制限会社は 最長 10年
同一市町村の 類似商号	不可	可能 (商標登録商号除く。)

\*\*\*♡\*\*\* 皆様のご感想 \*\*\*♡\*\*\*

株主 - 役員側に分かれての演習は会社法を実地で考えるのにとってもよかった。 今回の会社法は革新的と言われるが、世の中はそれに先行して激変していることを改めて実感しました。 2回目の参加ですが、とてもわかりやすく、もっと自分自身勉強して知識を広げたいという意欲が湧いてきました。

ご感想はホームページからもご覧頂けます。  
林事務所ホームページ <http://www.share.gr.jp>

# 経営倶楽部

## 第53回 経営倶楽部

経済・経営評論家 泉 和幸先生

平成18年2月18日

2006年の経営はいかに？

### 「流れが変わった日本の針路」



泉和幸先生は、産経新聞社にて新聞記者としてご活躍後、泉事務所を設立され、76歳の現在も「ゼミ大阪」「古典塾」などの経営者塾を主宰され、精力的に講演・評論活動を続けておられます。ご講演では、現在の世界や日本の動きを、最新情報をまじえ、わかりやすく解説していただくとともに、その中で経営はいかにあるべきかを中国古典や歴史の教訓をまじえながら解き明かしていただきました。(税理士 橋本雅世)

#### ◇ 言葉のシャワー

ご講演に先立ち、林幸が泉先生のご紹介をさせていただきました。林幸は泉先生が主宰しておられる「ゼミ大阪」に参加させていただいています。

ご紹介の中でいわく、「私、泉先生のお話を最初に伺ったときに先生に申し上げたんです。『実は先生、先生のお話全然わかりません』って。『でも、言いますでしょ、英語を上達しようと思ったら、シャワーのように英語を浴びればいいって。だから、先生のお話を、シャワーのように浴びにきますわ』って。」

えっ、え〜、そんな難しいお話を3時間も！私、一番前に座ってしまったけれど、そんなシャワーに耐えられるか不安…。かなり、引きつった顔の私。かくして、泉先生のご講演が始まったのでございます。

#### ◇ 戦後60年、日本は病気になった？

~なんとと言っても「ホリエモン！」

ご講演の前半は、現在の世界情勢とその中における日本の位置付け及びその現状について、政治面や経済面等、様々な角度からお話いただきました。

「様々な問題が次々と起こる中、国会に対する注目度にもわかに高まってきています。しかし、何と云ってもみんなの心をひきつけたのは、ホリエモンですね。

彼が従来の常識を破って、法律の際どいぎりぎりのところを歩みながら、現代の社会に打ち込んだミサイル効果は、これから非常に大きな意味合いを持ってきます。冷戦構造の中で私達は日米安保を作り、平穏な、どちらかという日本が当事者にならずに切り抜けることができた社会。その戦後60年の中で私達は、病気になったんです。どんな病気か？それは、一民族一国家という枠の中で快適に暮らせるという安心感、これが日米安保によって担保されていた。しかし、この安保というものが、これから我々にどう影響を与

えるかということを考えますと、なんと一番仲良くしていた相手からもたらされたファンド資本主義、これが日本の産業構造全般に大きな影響を与える。冷戦構造の中で日本が身につけた思考回路、物事の考え方が根底から揺らぎの段階に入った。」

「私達の常識が何か変な力で揺さぶられている。そのことに対する不安、何かしらもどかしさを感じる。そのもどかしさの中でホリエモンを称えた6チャンネル、当初は諸手を上げて支持したが、今や諸手を上げて非難している。これを見ながら『マスコミって一体なんだ？』と思わざるを得ないほど、私達の価値観が大きく揺れているわけです。それを考えながら、これから我々の前に出現するであろう経営上の知見を探り当てようというんですから、大掛かりなものですよ、この林光行事務所のねらいは！」と、冒頭からまさに立て板に水の如く、スラスラとお話くださる泉先生。ほんまに70歳超えてはるんやろか？すごいパワーを感じるわ。

#### ◇ 「我がために人の善なるを頼まず」

さらに続きます。「しかし、これは日本人全員が考えなくちゃいけない問題です。同じクラスの子供の母親が園児二人を殺害する、皆で選んだ若手市長が汚職をする、様々な事件が起こってくると、何を信用したらよいかわからなくなってくる。」その園児殺害の事件って、今朝の新聞に載っていたわ、すごいなあ。

ここで、中国の古典を引用されます。『我がために



人の善なるを頼まず』つまり、あの人に限ってという  
ようなことが実際に起こる。

『熟年離婚』における嫁はんが、どうしてあの時期  
にあのような行動に出るか！最近の有名なドラマは、  
『人の善意をあてにして生きてると、とんでもない  
目に遭うぞ』という筋書きが主流になっています。これ  
が私の見る現代のひとつのニヒリズムであります。」

『熟年離婚』？お～！泉先生も見ていらっしやっ  
たのかしら。私も毎週観ていたけれど、そんな視点では  
観ていなかったなあ～。

さらに、アジアにおける日本の歩むべき方向、中国  
経済、中国の泣き所は何か、BRICS、上海シックス  
など、次々とお話が続きます。林幸の言葉のとおり、  
私にはわからない単語が続出！メモ取るのに必死！あ  
とで調べなければ…。

◇ 「志」！

ご講演の前半の部の最後に「志」のお話をしてくだ  
さいました。「みんな志を無くしてしまっている。わが  
社を大きくするためには、あるいは利益体質を高める  
ためには、など、規模・利益だけが Value (価値) で  
あるかの如く思い込んでいる私達のビジネス感ほ、何  
か間違っていないだろうか。」

「もしも従業員全員が『資本金1千万円のわが社だけ  
れど、俺の技術と情熱とが実現できる大変なフィールド  
である』との思いを持ち、一方、社長であるあなたが、  
『この会社で彼らと出会った。彼らとの一期一会を  
どのように価値あるものにしようか』と考えていたら、  
以心伝心で、うちの社長はこんなことを考えていると  
従業員が自慢する。要するに志の共有ですわ。」

そこで泉先生の一番好きな言葉を説明されました。

弄人→喪徳（「人」を弄ぶと「徳」つまり信頼を失う）  
弄物→喪志（「物」や「お金」を弄ぶと「志」を失う）

ひとつひとつの断片的な事象が泉先生にかかると、  
物語のようにつながる、そんな感じで前半のご講演が  
終了しました。

◇ 後半は中国古典のラッシュ！

後半は、中国古典を引用しつつ、実際の経営に落と  
し込んだお話も多く、また泉先生の奥様のお話など、  
とても楽しく聞かせていただきました。うーん、紙面  
が足りないのが残念！

泉先生のお話を聞いていると、若い人に是非とも伝

えたいという情熱をびんびん感じます。私自身がどれ  
だけ理解できたか（ほとんど理解できていないかも）  
わかりませんが、とにかく、世の中の動きをしっかり  
目を見開いて観察し、自分がいかに生き、いかに行動  
すべきかをしっかり考えてなければと思いました。  
最後に、先生が「萌え～」をご存知だったこともびっ  
くり！でした。先生お若い！ありがとうございました。

◇ 西村千穂さん、ありがとうございました。



懇親会でのこと、西村千  
穂さんが、びっしり書きこ  
んだレジュメを見せてくだ  
さいました。その千穂さん  
が泉先生のご講演のテープ

を聞いてテープおこしていただきました。千穂さん  
いわく「日本語、英語、漢文がシャワーのように降り  
注ぎ、16,700字にもなりました」とのこと！そ  
して、さらにさらに、「初めて聞くお言葉が多くて、後  
でネットで調べました。」と泉先生のお話に解説を加え  
た用語集まで作っておられました。千穂さん、すごい、  
脱帽です！

千穂さんの感想。「ホリエモン問題で初めてTOB、  
ポイズンピル、ホワイトナイトなどという名前を聞き、  
株式の仕組みなどに関心を持ち始めましたが、泉先生  
のお話を聞くと世の中はもっと動いていて、うかうか  
してはいられないという気になりました。でも後半の  
「古典に学ぶ」では、いつの時代でも変わらないもの  
を教わって、安心もしました。難しい話の合間に泉先  
生ご自身のプライベートなお話を挟まれていたので、  
笑ったり、いいご夫婦だなと関心したりしている間に  
時間がきてしまいました。」

\*\*\*◆\*\*\* 皆様のご感想 \*\*\*◆\*\*\*

現状の再認識として大変参考になりました。先生の  
奥深い知識に感銘いたしました。 古典などを用  
いて説明して下さった多くのことが、心に響き、自ら  
の仕事や人生に生かしていきたいと思いました。

古典のお話は、意外にもおどろきがある話が多いの  
だと思いました。わかりやすくお話を頂き、興味がで  
てきました。

ご参加頂いた方の感想は当事務所のホームページで  
ご覧いただけます。→ <http://www.share.gr.jp/>

# 平成18年度税制改正

平成18年度税制改正は、平成18年3月27日に国会で成立しました。今回の改正では、「定率減税廃止」「役員報酬の一部損金不算入」など、中小企業等にとっては増税と感じるものとなっています。紙面の都合上、特に皆様に関係すると思われる内容を記載しました。  
(税理士 古田 茂己)

## ☆個人所得税関係

### (1) 所得税・住民税の税率の変更

国から地方への税源移譲に伴い、平成19年分以降の所得税の税率が以下のように改正されました。

[ 所得税の税率変更 ]

変更前(～平成18年)		変更後(平成19年～)	
0～ 330万円まで	10%	0～ 195万円まで	5%
		195万円～ 330万円まで	10%
330万円～ 900万円まで	20%	330万円～ 695万円まで	20%
		695万円～ 900万円まで	23%
900万円～ 1800万円まで	30%	900万円～ 1800万円まで	33%
1800万円超	37%	1800万円超	40%

また、平成20年6月徴収分以降の個人住民税の税率が、一律10%になりました。

所得税及び住民税の税率の変更で、所得が195万円以下の人は、人的控除額の差異により、増税になります。つまり、基礎控除や扶養控除などは、所得税では38万円に対し、住民税では33万円と5万円の差があり、住民税が5%から10%になったため、その差の5%分が増税になるということです。

また、所得税率の変更によって、平成19年分以降において、変更前税率では減税されるべき住宅ローン控除が、変更後では控除しきれない場合が生じる可能性があります。この場合には「減額申請書」を市町村もしくは税務署に提出する必要がありますが、手続きを行えば控除不足額は住民税から還付されます。

### (2) 定率減税の廃止

平成18年分から半減する定率減税が、所得税については平成19年1月から住民税は平成19年6月徴収分から完全廃止され、減税の効果を享受できないようになりました。

### (3) 地震保険料控除制度

現在の損害保険料控除が見直され、地震保険契約で地震等に係る部分の保険料等について、所得税では全額(最高5万円)、個人住民税は2分の1(最高2.5万円)が、その年分の所得金額から控除されます。

経過措置として、平成18年12月31日までに加入した長期損害保険契約等に係る保険料は、従前の損害保険料控除が適用されます(最高1.5万円)。

### (4) 住宅の耐震改修による税額控除

昭和56年5月31日以前に建設された家屋で一定のものについて、新たな耐震基準を満たすための耐震改修を平成18年4月1日から同20年12月31日までの間に行った場合、その住宅耐震改修に要した工事費用の10%相当額(最大20万円)が所得税額から控除されます。

## ☆相続税関係

### (1) 住宅取得等資金

相続時精算課税制度の特例措置で、住宅取得等資金の贈与を受ける場合には、親の年齢が65歳未満でもよく、非課税枠も3,500万円になっていますが、この規定は平成19年12月31日まで延長されました。

### (2) 物納制度の見直し

平成18年4月1日以後に相続又は遺贈により取得した財産について、物納制度の見直しが行われました。

物納不適格財産の限定列挙による明確化

物納手続きの迅速化

「物納申請の審査期間」を、原則3ヶ月以内とすることが明記されました。また、物納申請に必要な書類についても財産ごとに法定化されました。

物納に係る利子税の整備

審査期間の法定等に伴い、物納により納付するまでの期間、利子税を課すこととされます。但し、審査事務に要する期間の利子税は免除されます。

## ※ 法人税関係

### (1) 交際費等の課税の緩和

今回の改正では、損金不算入部分の変更はなく、平成18年4月1日以後2年以内に開始する事業年度について、一人あたり5,000円以下の取引先との飲食代は交際費として会計処理しなくて良いことになりました(10頁、11頁参照)。

### (2) 役員報酬の一部損金不算入制度

同族会社の代表者及びその同族関係者等が、一定の条件に該当する場合には、当該代表者に対して支給する給与のうち給与所得控除に相当する金額は損金の額に算入されないことになりました(11頁参照)。

役員報酬ごとの損金不算入額は、以下のとおりです。

役員報酬額	損金不算入額
500万円	154万円
800万円	200万円
1000万円	220万円
2000万円	270万円

### (3) 少額資産の損金算入制度の変更

中小法人等が取得価額30万円未満の少額減価償却資産を取得した場合には、取得価額の全額を一時の損金として処理することができるという特例について、平成18年4月1日から2年間延長されましたが、一事業年度において、取得価額合計が300万円までと制限が設けられました。

### (4) 情報基盤強化による減税

青色申告事業者が、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの期間内に、情報セキュリティ対策に対応したものを取得し、事業の用に供した場合、その基準取得価額の50%相当額の特別償却と基準取得価額の10%相当額の税額控除のどちらかを選択することができます。

また、資本金が1億円以下の法人については、一定のリース資産を賃借し事業の用に供した場合も、基準リース料総額の60%相当額に対して10%相当額を税額控除することができます。

税額控除は、その事業年度の所得に対する法人税額の20%相当額を限度とし、控除しきれない金額は翌期一年だけ繰越することができます。

### (5) 役員賞与の損金算入緩和

法人税法上、定時定額にあてはまらないもので退職金以外のものは、全て役員賞与と認定され損金不算入とされていました。平成18年4月1日以後開始事業年度から、所轄の税務署長に事前届出を行うことで、現在、役員賞与と認定されている部分が、損金として算入することが認められるようになりました。

事前に届出する給与の金額は

現行の役員報酬にあたる定期同額の給与を支給し、別途、役員に給与を支給する場合には、その別途支給する部分の給与のみの届出を提出します。

四半期ごとに役員報酬を支給する場合や毎月支給金額がバラバラの場合など定期同額でない場合は、一事業年度に役員に対して支給する報酬全額を届出なければなりません。

なお、実際支給額が届出額を超えた場合は、届出額を含めた全額が損金不算入になり、反対に届出額に達しない場合は、その原因がやむを得ない事情がある場合を除き損金不算入となると思われます。

また、同族会社でない内国法人の業務執行役員に対して、適正性・透明性が確保された場合に、業績連動型給与が認められるようになりました。

### (6) 同族会社の留保金課税の変更など

留保金課税制度の対象となる同族会社は、平成18年4月1日以降、従来の3株主グループから1株主グループで過半数の株式を保有しているかどうかで判定されることになりました。また、留保控除額も少し緩和されました。

## ※ その他

### (1) 公示制度の廃止

所得税(いわゆる長者番付)・法人税・相続税の公示制度は平成18年4月1日以降から廃止されました。

### (2) 申告書の提出を失念した場合の救済処置

平成19年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税・地方税について、法定申告期限から2週間以内に期限後として申告書を提出し、かつ納付すべき税額を全額納期限内に納付されているなど、期限内に提出する意思があったと認められる一定の場合には、無申告加算税を課さないという措置が設けられました。



# ヘルメット相談会

約1年前の桜咲く頃、1年間のテーマを話し合いました。ソロバンがした~いとかマニアックな意見も飛び出しましたが、昨年は、個人情報保護法・筆まめの使い方・エクセル関数・会社法・法人税入門・年末調整・確定申告の7つのテーマで勉強会を行いました。こうして並べるといっばい勉強したんだと感激！この中で、「法人税入門」を紹介させていただきます。講師は、法人税法を合格している所内女性陣の中で一番若いリカちゃん(森木)です。法人税といっても範囲は広く難解。参加する者のレベルもまちまち。そこで「簡単な別表が作成できるようになる」ことにポイントを置きました。業務時間外ということもあり、みんな笑顔いっばいリラックスムード。毎回お菓子の差し入れもあってお腹も満たされている中、リカちゃんの講義は進んで行きました。(河崎 千恵子)

## 法人税入門

法人税ってどんな税金？

法人税とは、会社(法人)の所得(儲け)に対してかかる税金です。法人税は各事業年度の所得に税率を乗じて計算します。

えっ当期純利益 = 課税所得じゃないの!?

各事業年度の所得金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除して求めます。「益金」及び「損金」は、法人税法上に別段の定めがあるものを除き、会計上の収益が「益金」とされ、同じく会計上の費用・損失が「損金」とされています。

$$\text{当期純利益} = \text{収益の額} - \text{費用・損失の額}$$

「別段の定め」  
益金不算入(-) 損金不算入(-)  
益金算入(+) 損金算入(+)

$$\text{各事業年度の所得金額} = \text{益金の額} - \text{損金の額}$$

このように、課税所得は会計上の利益を離れて別個に存在するものではなく、会計上の収益の額及び費用・損失の額を基礎として、これに法人税法独自の考え方(「別段の定め」)を適用して計算されます。

実務的にはこうする

ところが、実務的にはこの収益の額や費用・損失の額をそれぞれ総額で計算するのではなく、当期純利益に「別段の定め」による一定の金額を加算または減算して課税所得を算出することとしています。

別段の定め

$$\text{当期純利益} + \text{益金算入額} - \text{損金不算入額} - \text{益金不算入額} + \text{損金算入額} = \text{課税所得}$$

では実際に課税所得を計算してみましょう

当期純利益 800万円 交際費支出額 100万円  
中間法人税の還付金額 80万円

資本金1億円以下の会社については支出交際費年間400万円までは、その9割を損金算入できることになっています。支出交際費100万円の場合には10万円が損金不算入として、当期純利益(または当期純損失、以下同じ。)に加算されます。

また、中間申告等で払い過ぎになっていた法人税が還付された金額がある場合には、その金額は益金とはならないため当期純利益から減算されます。

当期純利益	800万円
加算 交際費等の損金不算入額	10万円
減算 法人税の還付金額	80万円
課税所得金額	730万円

難解な別表

このような計算過程を示したものが法人税申告書である別表。実際に手書で作成しました。いつもパソコンで作成しているので、手書きは新鮮かつ内容を把握するのにベスト。しかし悪戦苦闘者続出でした(^\_^)

感想

法人税って難しいけど奥が深いです。もっと知りたくなりました。リカちゃんありがとう！私事ですが、平成15年から3年間に渡りヘルメット相談会の担当をさせて頂きました。支えてくれたみんなありがとう。新担当者は内田&青木です。これからもお客様のお役に立てるよう、ヘルメット相談会でスキルアップを図っていききたいと思います

「ヘルメット相談会」とは、工事現場でヘルメットをかぶった人達が相談し合っているように、アスタが集まって現場のスキルアップを図ろうと、職員が発案・実施している所内勉強会です。





# 耳より？情報



サンセット通信第5号(18年1月31日発行)で反響があった「特殊支配同族会社社長報酬一部損金不算入」と「1人5千円以下の飲食費は交際費から除外」について、もう少し詳しく解説します。(税理士 林 幸)

## 特殊支配同族会社社長報酬一部損金不算入

代表者及びその同族関係者等が、発行済株式の総数の90%以上の株式を有し、かつ常勤役員のうち過半数を占める場合(特殊支配同族会社という)に、代表者に対する役員報酬のうち給与所得控除に相当する金額は損金の額に算入されないことになりました。

これは、本年5月以降、最小限の資本金で株式会社設立が可能になることを受け、節税目的の会社設立を防ぐ意図があるとのことですが、既存の中小会社にもこれに該当するケースが多いと思われます。さらにはこれに該当すると、社長に対する退職金についても損金不算入に波及する可能性があるとのこと、なおさら見逃す訳にはいけなくなります。

「損金不算入」って一体どういうこと？

ずばり、所得に加算され、税金が今までより余分にかかるということです。例えば役員報酬が年1千万円の場合の給与所得控除額は220万円で、その分利益に加算され、88万円の法人税等を余分に支払わないといけなないということです。(税率40%として計算)

個人事業者が法人組織にする動機として、法人だと代表者に給与を支給でき、給与所得には給与所得控除があって、その分事業所得より所得が下がるメリットがあったのですが、それを封じ込めることとなります。

でも何故今？と思うのですが、これも「国民各層間の不公平感を利用しての増税」の一環で、サラリーマンの給与所得控除縮小の布石ではないかと思われます。

## 1人5千円以下の飲食費は交際費から除外

これは朗報です。平成18年4月1日以後2年以内に開始する事業年度について、交際費に該当する費用のうち、1人あたり5千円以下の取引先との飲食費は交際費から除外される、つまり全額損金になります。

従来から交際費にならない費用として「会議費」がありました。会議費は、「会議に際して社内または通常会議を行う場所において通常供与される昼食の程度を

適用されないのは どのような場合？

これに該当するかどうかは、適用されない場合をみるのが手っ取り早いということで挙げてみます。

持ち株割合が90%未満である場合

代表者及びその同族関係者等以外の人、例えば従業員や取引先などが10%以上の株式を保有している場合には適用されません。

常勤役員の半数以上が代表者等以外の場合

常勤役員のうち半数以上が、代表者及びその同族関係者等以外の場合には適用されません。

報酬支給前の法人所得が年800万円以下の場合

法人所得に代表者役員報酬を加算した額(以下、「支給前所得」と表示)の直前3事業年度平均が、年800万円以下である場合には適用されません。

代表者報酬が支給前所得の50%以下の場合

支給前所得の直前3事業年度平均が年800万円超3千万円以下で、代表者報酬の支給割合がその50%以下の場合には適用されません。例えば、直前3事業年度の法人課税所得平均が年1200万円で、代表者報酬平均が年1200万円だとすれば、支給前所得は2400万円で、支給割合は50%以下となり、適用されないということです。つまり支給前所得が3千万円以下で、代表者報酬以上の課税所得が出て、法人税をしっかりと払っていればよいということです。

但し、新設法人の場合は 及び は該当しません。

なお、上記特殊支配同族会社に該当するかどうかは、事業年度終了時点の現況で判断されます。

超えない飲食物等の接待に要する費用」とされ、実務上、会議(商談等の打ち合わせを含む)が目的で、一人あたりビール1本、3千円程度の飲食は、交際費ではなく会議費で処理している会社が多いと思います。

今回は、接待目的でも一人5千円以下なら交際費にしくなくてもよいということです。但し、支出の対象は社外の者に限られ、社内交際費は従前どおりです。

# 施行直前! 新会社法 何を準備したらいい?

いよいよ5月から施行される“新”会社法。なんか色々聞くけど5月からどうしたらいいのだろう? 登記は? 定款は? 取締役は? などなど。以下では、大会社(資本金5億円以上、または負債総額200億円以上)及び公開会社以外の中小企業の当面の対応を考えました。なお、「公開会社」とは経理を公開している会社という意味ではなく、議度制限が付されていない株式のある会社を言い、全ての株式に議度制限が付されている会社を非公開会社と言います。会社法で新たに定められた区分です。(中小企業診断士 前田有太可)

## 1. とりあえずは何もしなくていい?

会社法が施行されても、現行定款は会社法下の定款とみなされます(整備法66条2)。原則として登記も新たに行う必要はなく、必要な登記の大部分は登記官が職権で行います。

例えば、取締役3人、監査役が1人という会社は取締役会、監査役設置会社として登記されます。

有限会社は「特例有限会社」という株式会社として存続し、特に登記申請をする必要はありません。(第31号8頁参照)

最低資本金規制の特例措置として設立された「確認会社」についても増資する必要はなく、定款変更を行い、解散の事由の登記を抹消する登記申請をすることにより、会社を存続させることができます。

(定款自治の範囲の拡大)

No	変更項目	備考
1	相続、合併に伴う株式移転に際して、会社が売り渡し請求できる	不都合な者に株式を保有させない
2	種類株式の発行	配当優先、議決権制限株式を発行
3	株式譲渡承認を取締役会以外にする	代表取締役独断でできるようにする
4	株券不発行を定めていない場合、不発行の旨定める	定めないと自動的に株券発行会社になる
5	増資、自己株式譲渡、株式割当発行を取締役会決議に	相続対策が機動的に
6	取締役会の召集手続きの緩和や書面決議ができるようにする	手続きの簡略化
7	取締役会、会計参与、監査役、会計監査人の設置	
8	取締役、監査役の任期延長	手間の省略
9	監査役の監査範囲を会計監査に限定する	

## 2. 定款の変更は?

会社法の最大の特徴は「定款自治の範囲の拡大」です。つまり、定款に記載することにより、会社の自由度がかなり広がるということです。例えば左下表のようなことです。なお、定款の変更には株主総会の特別決議(議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の3分の2以上の賛成)が必要です。

定款は設立時に作っただけで、後は変更部分を反映したものを作成していないという会社もあるかと思います。今回の会社法だけでなく、これまでも多くの商法改正がなされていることから、設立時の定款はかなり現状と違ったものになってきています。この際、最新の定款を作り直すことも検討されては、いかがでしょうか。

## 3. 取締役は一人でもいい?

そのとおりです。会社法では、株主総会と1人以上の取締役を置くことが最低限必要とされていますので、「株主総会+取締役1人」ということも可能です。

その他の役員等については、中小企業の場合、次のような選択が可能です。

取締役会を	設置する場合	+ 監査役(監査役会可)
		+ 会計参与
		+ 監査役(監査役会可) + 会計参与
	設置しない場合	(取締役のみ)
		+ 監査役(監査役会不可)
		+ 会計参与 + 監査役+ 会計参与

取締役会を設置するには取締役が最低3人必要ですので、取締役が2人以下の場合には、取締役会が設置できません。取締役会を設置しない場合には、「株主総

会」に大きな権限が与えられますので、少数株式を有する不都合な株主がいるような場合には、取締役にとって窮屈なことになります。このことから、「株主総会+取締役のみ」というパターンはオーナーが実質一人で経営を行っている場合に適していると言えます。

#### 4. 取締役を解任したいときは？

任期途中で取締役を解任するには、株主総会の普通決議(議決権総数の過半数の賛成)によることになります。ただし、定款で解任決議の要件を「株主総会の特別決議を要する」などのように「加重」することができます。



ただし、以上の株主総会決議をすれば手続的には解任できるのですが、取締役として不正行為等があった場合などの正当な理由がある場合は別として、経営上の意見対立など不明確な理由で解任すると、損害賠償を請求される可能性もあるので注意が必要です。

#### 5. 取締役の任期は10年でいい？

会社法では取締役の任期は原則2年で、定款の定めにより短縮することを妨げないとしています。

他方、非公開会社の場合には、選任後最長10年まで伸長することができます。この間は役員変更登記も必要ありませんので、登記の手間や費用も節減できます。しかし、任期途中で解任したいと思ったときには上に記載したように、少し困ったことになります。

任期が短い場合には、単に任期満了時に再任しなければこのような問題が生じません。したがって、取締役任期の伸長は、慎重に考える必要があります。

なお、以上のように取締役の任期は固定されておらず、定款、あるいは株主総会議事録を見ないとわからないことになります。これからの取締役選任にあたっては、就任承諾書に任期を記載するなど、後々のトラブルを回避する手段を取っておいた方がよいでしょう。

#### 6. 監査役はどう変わる？

監査役は、原則として「会計監査」と「業務監査」の両方を行うものとされていますが、非公開会社で監査役を設置している場合には、監査役の職務を「会計監査」に限定する旨を定款で定めることができます。

従来、商法では資本金1億円以下の小会社の監査役は、「会計監査」の権限しかありませんでした。会社法ではそのような小会社について、「監査権限を会計監査

に限定する定款規定があるとみなす」としていますので、既存の小会社は定款の変更を要しません。

#### 7. 会計参与って？

会計参与は、会社法で新たに規定された任意に設置できる会社の機関です。取締役と共同して計算書類等(つまり決算書類)を作成し、株主総会での説明義務を有し、会社とは別にその計算書類等を5年間保存して、株主や債権者の閲覧、謄写請求に応じます。

会計参与になれる者は、公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人であり、顧問税理士が会計参与に就任することも可能です。会計参与の氏名、名称、計算書類等の開示場所は登記されます。

会計参与の活用は、会計監査人が強制されていない中堅企業、ベンチャー企業等において、決算書の正確性を担保する必要性が高いケースでの利用が考えられます。また、金融機関が会社に会計参与の設置を要求してきたり、あるいは会計参与を設置した場合優遇金利を適用したりすることが行われる可能性があります。

ただ、会計参与は「中小企業の会計に関する指針(計算書類作成基準)」等に基づき計算書類を作成するため、税法が要求している決算書よりも厳格なものが必要となり、会計参与にも大きな責任が生じますので、職業会計人でも安易に受任はしないものと思われます。このようなことから相当の報酬も必要ですので、選任するかどうかについては、顧問税理士等とよく相談することが大切です。

#### 8. 取締役等の責任

取締役の会社に対する責任は、これまで「無過失責任(過失の有無にかかわらず責任を負う)」であったものが、会社法では原則「過失責任(過失がある場合のみ責任を負う)」に軽減されました。

取締役等の責任について、株主総会の特別決議、あるいは定款で定めることにより、以下のように責任限度額を設けることができるようになりました。ただし、善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

役 職	最低責任限度額
代表取締役	報酬等の6年分
代表取締役以外の取締役	報酬等の4年分
社外取締役、会計参与、監査役、会計監査人	報酬等の2年分

# 障害者自立支援法について

4月施行の「障害者自立支援法」。障害者の方々が反対集会をされているのをテレビ等で見た方も多いと思います。なぜ反対されるのでしょうか。

社会福祉法人 青葉仁会

理事長 榊原 典俊 様

「自立支援」が立法化されたのに何故当事者が反対するのでしょうか。この法律は国の説明によると

地域で普通に暮らす（ノーマライゼーション\*注）  
就労を目的とする（エンパワーメント）  
国民としての平等負担。

\*注：すべての人がもつ通常の生活を送る権利を、可能な限り保障することを目標に社会福祉をすすめること

「どれも素晴らしいでしょ、当たり前ですよね！」となります。しかし当事者側からみるとまた違うのです。

一体地域のどこに住まいが用意されているのか、家賃は自己負担と言われても障害者年金だけの収入では

就労せよと言われても行政の雇用保障があるわけではない。企業が積極的に雇用してくれるわけではない。

福祉利用に対する国民平等の応益負担と言われても、数万円の障害者年金だけで資産形成機会にも恵まれない障害者にとって負担だけが平等では、となります。

また、入所施設利用に対して自立支援法では 応益負担 地域就労移行 脱施設を三本柱としていますが、利用者側からみると、これも 入所施設の応益負担は一割負担に加え食費光熱費は自己負担5万8千円。この時点で障害者年金だけでは足りない。補足給付を入れて手元に約2万5千円残りますが、ここから日用品費（被服、整髪他）と医療費を自己負担しなければならない。手元金はないどころか足りなくなるかも知れません。さらに授産工賃収入があると補足給付が比例して減らされる仕組み。とても就労意欲がおきません。

地域就労移行の為に施設利用は原則2年。施設は職業訓練校とは違います。2年で克服でき就職できるくらいなら障害という程のものではないとも言えます。

脱施設として5年間で6万人の地域移行と数値設定されました。このままでは精神や知的障害などには不適切な障害判定により施設の継続利用が認められず、強制的に施設から出されます。ホームレスになるかも知れません。犯罪に巻き込まれるかも知れません。

障害者本人にすればこの制度を知れば知るほど、「自立支援法」ではなく「自滅支援法」だとなって「反対集会」が各地でひらかれる結果となっているのです。

障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議

(略称：障大連) 中村 香子 様

「自立支援法」の施行により、これまでの障害者施策は大きく変わろうとしています。身体障害・知的障害・精神障害のサービス体系の一元化 利用者負担 応能負担から応益負担に～負担軽減策あり～ 就労支援の強化などですが、ここでは特に『応益負担』について書きたいと思います。

自立支援法の国会審議の際には「『応益負担』と言うが、トイレに行くのも食事をするのも『益』だと言って負担を強いるのか!？」という発言が相次ぎました。

想像してみてください。道路を普通に歩く度にお金を取られ、トイレを利用する度にお金を払わないといけないとしたら?朝起きて寝るまでの生きるために介助や支援の必要な障害者。障害を持ちながらも、当り前に人間らしく生きようとし、自分の能力を活かし仕事もし、社会参加もしたいと願っている人々。



自立支援法では、それらの介助や支援を受けることを全て障害者の「利益」と考えて、

「利益に応じてお金を支払うべきだ」としています。

障害者の場合、収入が年金だけという状況は今も変わってはいません。障害が重ければ重いほど「利益」は大きくなり、沢山のお金を支払うこととなります。重度の障害者にとっては死活問題です。

生活そのものをするために制度を利用することが『益』であるという考えは、この国の福祉に対する「恩恵」思考に裏打ちされたものであるのだと思います。

また、所得の低い人のために負担上限額が設定されましたが、同一生計家族の収入を勘案されることになりました。家族の収入があれば負担が増え、障害者年金では賅いきれず、家族の収入に依存せざるを得なくなります。利用抑制も起こるでしょう。「自立支援法」は何を支援する法律なのでしょう。

残念ながら4月から自立支援法は施行されますが、私たちはこれからも障害者の地域生活を守り、進める為にできることを考え続け、取り組みをおこなっていきたいと思います。

### 共に生きる

社会福祉法人こころの家族 理事長 尹基(ユンギ)様

『うめぼしが食べたい...』これは昭和43年に木浦(モッポ、韓国全羅南道)で57歳の生涯を閉じた私の母・田内千鶴子の最後の一言です。田内千鶴子は昭和13年、木浦で孤児たちに慕われていた父と結婚、共生園という孤児院の「母」となりました。以来「韓国孤児たちの母」と呼ばれ、没後も福祉事業や日韓親善の話題として幾度か両国のマスコミで取り上げられました。

人は皆、田内千鶴子の献身、忍耐、意志力を讃えます。韓国動乱直後、父が行方不明になって以降、千鶴子ひとりに懸かった生活との闘いに涙



します。でも私の知っている母は普通の母でした。母は捨てられた赤ちゃんを自分の体で暖め、病気の子供には、かみ砕いたリンゴを口うつして食べさせました。私はそれを「母」という言葉でしか表すことができません。これを「愛」や「慈悲」という言葉に置き換えても、その時の田内千鶴子を十分に表しきれないと思います。

母はいつも心細かったはずですが、弱い女性だったかも知れませんが、そんな母を勇気づけ、支えたのは何百人もの共生園の兄弟たちと木浦市民だったのです。

私は今、堺市にある在日韓国老人ホーム「故郷の家」の仕事をしています。『うめぼしが食べたい...』と言った母の言葉が、私をこの仕事に走らせた。父が種を蒔き、母が育てた共生園の仕事をするようになって、母の人生は何だったのかと思う時があります。そんな時、私は「共に生きる」ということを考えます。これは父の作った孤児院の名称でもあります。母の半生は「共に生きる」歴史でした。母と子供たち、共生園と木浦市民、そして韓国と日本。貧しい中で共に泣いて、笑って、喧嘩しながら大きく成長したのは、子供たちだけでなく「母・千鶴子」もそうだったのです。

「故郷の家」が夢見る世界も、共に生きる社会です。弱い立場におられる隣人たちが差別を受けず、共に力をあわせ、希望を贈ることによって、この国に住む外国人が「日本はいい国だ」といえる社会をつくることです。この「共に生きる」ということこそ、今の世界が最も必要とする課題ではないでしょうか。民族と国を



越えた共に生きる社会の実現を心より願います。

### 障害児と共に

社会福祉法人 路交館 館長 枝本 信一郎 様

障害を持つ子も持たない子も、共に育ち合う保育に取り組んで既に30年以上が経つ。

確かに最初は、障害を持つ子だけが保育所保育から疎外されていることに矛盾を感じ、障害児のために、“この子を見捨てられない”思いから受入れてきた。

障害児は周りの子どもからの様々な刺激を受けるから、特段の訓練的プログラムもないのに着実に成長した。ノーマライゼーションが障害児の成長・発達を促す手段となることを、首肯させる事実でもある。

が、障害児の成長・発達を実現する条件として、周りの健常児が、障害児に偏見なく接する必要があることにも気付かされた。というよりも、子どもといえども既に周りの大人社会の影響を受けて差別や偏見の意識を持っていることに気付いたと言った方が正確かもしれない。ともかく、このような仕方では「共に育つ」保育における健常児の側の課題の存在に気付かされた。『障害児と共に育つことで、優しさが育つ』とはよく言われる。が、ことはそれほど単純でなく、子ども自身の、少し大げさな言い方をすると「人間観」が新しくされるのであり、その外面的な表れとして「優しさ」が見えてくるのだと思う。要するに、色々な人がおり、お互いに一緒に生きていくためにはそれなりにお互いに助け合わんといかんし、何なりと知恵を絞らんとあかんのやなーと言うことに気が付くのだ。

『障害児と共に...』にこだわり続けてきたのは、このあたりの事実があったからである。今の子どもたちにどうしても必要なのは、単なる知識や技術の量を増やす形での成長・発達ではなく、むしろ多様な人々と互いに力をあわせる力を育てることであり、また、様々なあり様を持った人と出会うことで自分を高める術を学ぶことにあり、考えているのである。

障害児と健常児が共に育ち合うことで、単に障害児が成長・発達するというだけではなく、むしろ、健常児の側が、障害児という異質な存在に出会うを通して、自分の人間観の世界を広げ、多様な人々と共に生き合うための力をつけることにこそ、「障害児」共同保育の意義があると考えている。

## 共に生きる

投稿



# 2006年・新年合宿レポート



今年の合宿は、1月7日、8日に生駒セミナーハウスにて行われました。会場までの道路が凍結する可能性が濃厚という情報が前日に入り、お世話役の丸山は車の手配等で大忙し。ヤックン（職員保澤和巳の旦那さん）にピストン送迎の依頼をし、当日を迎えましたが、なんと良い天気。でもヤックンは皆を送り届け、コーヒーを飲んで家路に着きました。事務所の行事はこういう陰の力に支えられて行われているのです。感謝！（益田みどり）

まず一人一人が今の気持ち、合宿に期待することを発表し、次に林から今回の目的「お互いを知り合う。自分のことを深く知る。」について説明がありました。



## ダイアード

「ダイアード」は、2人が向き合って座り、足の裏を床につけ、背筋を伸ばし、肩の力を抜いた状態、つまり「体を

開いた状態」で行なわれる一種の対話法です。テーマ毎に相手を変え、お互いの気持ちを語り合います。

ダイアードの良いところは、限られた時間の中で一生懸命考え、話すことで、事務所では見られない皆の表情に驚きもあり、愛おしさもあり素敵な時間です。

『自分にとって幸せとは』のダイアードでは、「家族との団欒」「仕事も家事も終わって一人でビールを飲む時間」「奥さんとボーとしている時」等が発表され、それぞれに幸せと感ずることは異なっていて当然と思いつつ、聞いてみると“そうそう”と共感できるものばかり。

『短所を長所に言い換える』では、短所と長所は表裏の関係で、それがわかればいつも長所を引き出すことができる！？と一人得した気分になりました。

## エゴグラム

エゴグラムは、「自分発見」の方法のひとつで、「交流分析」という心理学をベースに作られています。



「私がこういうエゴグラムになったのは..。」と一人ずつ前に出て自己紹介をします。小さい頃のことから、親との関係、友人、仕事 etc と、その人の奥にある見えなかったものがありありと見え、それが彼、彼女の形になった事実を知ること、（それがその人のすべてではないのですが）心が触れ合い、近づいていくことができたように思いました。

## イントロのゲーム

2日目は「連想ゲーム」から。林の出したお題から各自が連想したことをメモ用紙に記入し、集めたものを発表します。そして誰が記入したものか、何故そう思うかの理由を話します。ピンと思いついただけに、やはりちゃんとした理由があるんですね。

ちなみに『これからの自分』のお題で私が書いた言葉は「輝く」でした。いつまでも輝いていたい（おでこではありません。）という未来に向けての希望です。

## 「目的地 - 現在地」

「何が欲しい」のダイアードの後、職員の一人が前に出て、目的地への過程を演じてくれました。その職員は楽器を習いたいのですが、障害は時間や経済的なこと。そのことを横からささやかれると目的地に真っ直ぐには行けず、動けなくなります。その時林から「本当にそれ、やりたいの？」と問われ、是が非でもということではなかったかなあ～と気付いたようです。

漠然と「こうなったらいいなあ」と思っているだけでは前には進まないし、ただ時間が過ぎていくだけ。現在地を確認し、目的地に到達するプロセスを明確にする。何よりも大事なのは本当にそうなりたいのか。そこをしっかりと押さえておかないとフワフワと違った方向に流されるだけ。今の自分はまさにそんな浮き草のようかも知れないと思いました。「目標を持つ大切さ」がジワジワと沁みてきたという感じでした。

最後は「私の人生5ヶ年計画」の記入。（なんてグッドなタイミング。林にすれば当然の流れなのでしょうが...なるほどネエ。なんて書きながら思っています。）

いつもそんな先のことがわからないし、できなかったらカッコ悪いしと逃げていた自分にも気付きました。できるかどうかでなく、することが大事なのですよね

1日目で心や体を解し、柔らかくなった頭で現在と未来を見ていく。「輝いている」未来の自分とその道筋がすっきりはっきり見えた！と思えた2日間でした。

# Key for Success 第6回KS経営研究会

K S経営研究会は、A ワーク創造館「開業支援講座(講師 林光行・幸)修了生」のみで構成されている会です。「開業支援講座 修了生同士のネットワーク」作りから、発表会を通して、会員同士の切磋琢磨を図り、ビジネス拡大、交流の機会を持つことを目的としています。

第6回K S経営研究会の講師役は、ATR(国際電機通信基礎技術研究所)にお勤めのいとはんこと伊藤隆さん(4期修了生)です。何やらむずかしい会社名とは対照的な芸人キャラのいとはん?! 持参のロボットも一つ目の妙な風貌??? いったいどんなお話をしていただけののかワクワク期待感いっぱい研究会はスタートしました。(樋笠 泰子)



## ATRってどんな会社?

ATRとは、電機通信におけるコミュニケーションの基礎研究をしている「けいはんな学研都市」の中核



(伊藤 隆さん)

的研究所です。音声翻訳システムや人間とコミュニケーションするロボット等さまざまな研究成果を発表しています。伊藤さんは、「おもろい研究

をしてるとこやなあ」と興味を持ち、2001年から研究成果の実用化に向けて、企業とのパイプ役に従事されています。

今回は、研究成果の中から電波を使った方向探知機、音声合成、室内アンテナ、コミュニケーションロボットを紹介して頂きました。

## 「なりすまし」?! 音声合成

研究成果の中で特に興味深かったのは音声合成技術です。音声合成とは、あらかじめ録音した人間の声を細かく分解し、コンピューターを使ってつなぎ合わせて人間そっくりの音声を作り出す技術です。

今回は伊藤さんが、予め林幸の声を録音されていて、音声合成ソフトを立ち上げ、文章を入力すると、なんとパソコンが林幸そっくりの優しい声でしゃべるんです!!

コンピューターの音声って無機質で冷たい印象ですが、このソフトを使うと可愛い子どもの声等いろんな音声を出すことができます。また、英語の文章を入力すると、本人は英語が話せなくても、パソコンからはその人の声で流暢な英会話ができるというのも可能なんです! スゴイ!! 音声データがあればこの技術を利用して、他人になりすまして電話もできてしまう..。(でもこれはちょっと危険ですね。)

## 実用化に向けて

ATRが研究していることは、これがどんな風に活用されるのか普通では想像できない基礎研究です。伊藤さんは、企業と一緒に基礎研究の実用化に向けて日々奮闘されています。でもこれが大変! 何とか良い知恵をお借りしたいという想いで今回発表されました。

読者の方でATRの基礎研究に興味を持たれ、こんな商品を開発すれば? というアイデアがあればぜひ伊藤さんにご一報よろしくお願ひします!!

むずかしい研究成果を、わかりやすい言葉で冗談も織り交ぜながら説明していただきました。未来小説を聞いているようでとても楽しかったです。伊藤さんありがとうございました。

ATR 国際電機通信基礎技術研究所  
けいはんな学研都市光台2番地2 <http://www.atr.jp/>  
ATRでは、毎年11月初旬の2日間一般の方も参加できる研究発表会を開催しています。

## 修了生による新規ビジネスの発表

伊藤さんの発表に次いで寺前靖隆さん(15期修了生)より新規ビジネスの発表がありました。商品名は「むくまん」ジェルマニウムチタン配合の粒が付いた丸いシールです。貼るだけで足がすっきり「むくみ」が取れる美脚シール。現在、ネットショップに商品を提供している会社や理美容サロンに雑貨を卸



(寺前靖隆さん)

している会社と取引が成立しているとのこと。これからの活躍が楽しみな新規ビジネスの発表でした。

なお、次回K S経営研究会の開催は8月27日(日)を予定しています。

[むくまん] 製造・販売元 有限会社 CARNA(カルナ)  
神戸市長田区細田町2丁目1-33 TEL 078-643-0021

# 読者の皆様からのお便り

何時も感心しながら拝読しています。特に第31号の「戦後60年」は正に、私の歴史でもあり、感慨ひとしおでございます。昭和6年生れ、終戦の時、旧満州のチチハル(毒ガス事件で有名)でソビエトの戦車に脅え、家を追われ、中国の内戦に攻撃され、翌21年10月に命からがら2ヶ月かかって佐世保に引揚げた時は14才の多感な時代でございましたが、戦前戦後の体験は得難い貴重な私の人生のバックボーンとなりました。経営倶楽部の藤本先生の日本財政及び税制、大変よいお話しで、ご立派で共感を覚えました。

税理士 吉川 潔 様

今回は特に「戦後60年に想う」の企画は私も終戦時軍隊に在りましたので感慨深いものがございました。本当にあれから60年いろんなことがあり、一生懸命生きてきました。之を過去のものとして忘れるのではなく、これからこそ人生だと頑張りたいと存じます。

弁護士 坂本 好男 様

巻頭の「非武装を考える」お嬢様のご意見と同感です。すばらしいお嬢様をお持ちですね。現に、北欧のアイスランドは、同様の趣旨で、軍備をもっておりません。もちろん、人口20万人の辺境国であるアイスランドと日本は同じようには考えられない、という人もいでしょう。でも、狭く気候条件が厳しい中で、アイスランドは様々な工夫を重ねており、お手本にできる国だと思います。「交流」「経営倶楽部」「税金・財政の本当の話」「戦後60年に想う」など、今回は特に感銘を受けた記事がたくさんありました。物事を深く考えない人が多い中で、とても貴重な存在だと思います。今後も、シェアリングレターに期待しております。

弁護士・公認会計士 大神 深雪 様

交流の木田孝太郎先生の『ゴロ寝』してても立派な『スポーツ』とのご見解には、我が意を得たりであります。ゆっくりうつらうつらしながら時差ボケを取り、エコノミー症候群やコリ、モヤモヤをほくして生き残るという生き方、どこか東洋的で、したたかな抵抗の神髄だと自画自賛。木田先生の益々のご活躍お祈りします。

Xenesys 里見 公直 様

母方の祖父母のところに時折話し相手をしに行きます。東京大空襲の話や「乗るはずだった大陸から本土に帰る輸送船が、日本海で沈められてしまった。もし乗っていたら、お前はこの世にいなかったんだよ」などという祖父の言葉を聞くたびに、戦争の恐ろしさや不条理さを思い知らされ、また、そういう時代を生き抜き、今の豊かな社会を私たちに授けてくれた祖父たちの世代の精神の強靭さに心を打たれます。

世界や未来の私たちに胸を張って新しい憲法を示せるよう、私自身も第9条のことなどについて、真剣に考えたいと思います。光行先生の巻頭言や「戦後60年に想う」から、そんな思いを改たにしました。

総合福祉研究会 小出 正治 様

コンサルティングファームなどから多くの広報誌を頂いたことがあります。シェアリングレターは内容、情報量とも傑出しており、記事の作成、編集に多大の労力を投入されたことと思います。

中小企業診断士 京谷 信弥 様

シェアリングレターなど頂く度に、温かい心をビジネスという形でも見事に表現されている先生ご夫妻から、たくさんのインスピレーションを頂いています。

開業支援講座修了生 木売 秀子 様

事務所の方々や皆さんの暖かい言葉を拝見して本当に気持ち良くなるレターですね。経営倶楽部の小市先生や藤本先生のお話もそのとき聞きたかった!!! と思い、残念です。

西野 稔 様

いつもシェアリングレターを有難うございます。本当に勉強になります。私の方とえば、ほぼ年中無休状態で体力の限界を感じる時もあり、あーもうダメだと思つ時にタイミングよくシェアリングレターが届き、幸先生のお話を思い出し、お年賀でパワフルな先生ファミリーの力をわけてもらってまた頑張ろう!!と立ちあがれます! 幸先生、これからも元気で活躍されることを心より願います。

久保 真矢 様

この他、沢山の皆様からお便りを頂きました。

本当に有難うございました。(編集部)



Awareness for New Actions ~新しい行動への気づき~

# ANAセミナーを受講して



◆ANAセミナーを受けて、不思議な体験をしました。身体全体の脱力感、身体の中のアクが出た感覚で、カチカチだった肩や首筋から力が脱けた状態です。

今まで私自身の中にあったのは、「～ねばならない」強迫観念の固まりだったような気がします。そして、今は清々しい気持ちの私がここに居るのです。

これまでじっくり自分を見つめ直すことなどなかったもので、得たものは、とても大きかったです。セミナーで出会った仲間から頂いたものや、トレーナーやアシスタントの激励がとても温かいものに感じました。みなさん本当にありがとうございました。

2005年11月受講 草場 加奈子 様

◆ANAセミナーを受けて得たものは、今までの人生で得たものより、素晴らしいものでした。

過去の私は、良くあっていないメガネで周りの出来事を見ていましたが、セミナーを受けてからは、周りをはっきり、くっきりと見えるようになったと思います。このメガネがくもらないように、止まって、観て、気づくということを今後も忘れず繰り返し実践していこうと思っております。

人生を素晴らしいものに変える切符をくださった紹介者の林様のご家族、本当にありがとうございました。

2005年11月受講 佐藤 吉朗 様

◆ANAでの体験は、今までにないことばかりで、いつもの自分とは異なり積極的になることができました。

私は、自分の考えていることが正しいことなのか、相手を傷付けたらどうしよう等を考えていました。今後は自分を大切に、他人からの思いやりを受け取っているということを忘れずに行動しようと思います。

色々な人に出会えたという収穫もあります。みなさん、ありがとうございました。

2005年11月受講 難波 晴美 様

◆ANAを受講して今までの私から新しい私がここにあります。私は正しい、私はいい人、私は人に嫌われたくない、いつも嫌なことから逃げていました。ほんとうの自分を表現するよりも演じていたことに気づきました。そして、共にすべてを分かち合う家族が生まれ、人生を楽しみながら生きる術を知りました。

ありがとうございます言葉が体中からあふれています。スタッフの皆様、感謝と感動をありがとうございました。

2006年2月受講 宮崎 伸子 様

◆ずっと長い間、自分の生き方はどこか無理をしているなど感じながら過ごして来ました。考えても結論が出るはずもなく、持って生まれた性格だからと半分あきらめていた折りにANAセミナーに参加しました。

自分が一番避けていた所へどんどん踏み込んで行くのでその場から逃げ出したい思いに駆られました。それでは今迄と同じ繰り返しになってしまうと勇気を出せたのは、廻りの仲間のおかげです。

これからは自分に忠実に生きて行こうと思います。

2006年2月受講 中岡 正典 様

◆今までは、相手を責めてばかりで、自分は悲しいと訴え続けていた私。でも、それはすべて自分が源であり、自分の観念であったことに気づきました。

相手を変えようと思うのではなく、受け入れようとするのではなく、「その人の話をただ聴き、その人を感じ、違いに感謝する。」そこで初めて見つけ合え理解し合える可能性も生まれてくるように思います。

3日間の時間を仲間達と過し、家族のような、それよりもっと感じ合えたことは、今までにない経験であり、感動でした。たった3日間でこうなれるんだ!! 本当に伝える気持ちさえあれば!!

本当に、皆様ありがとうございました。

2006年2月受講 小牧 和子 様

Awareness for New Actions ANAセミナーのご案内 ~人生をより豊かに、より幸せに生きたいと思っておられる方のためのセミナーです。大切な自分のために、ほんの少し時間をあげてみませんか ~

◇2006年5月ANA◇

日程：5月3日(祝)・4日(祝)・5日(祝)

会場：林事務所セミナールーム

費用：7万円(林事務所からの紹介は6万円)

◇2006年8月ANA◇

日程：8月11日(金)・12日(土)・13日(日)

➔ お申し込み お問い合わせ

林幸・河崎まで TEL06-6772-7770

第54回経営倶楽部のご案内

今回は、テレビ等で活躍中のカリスマ・リフォーマー前出英子先生にお話し
たきます。先生にリフォームや店舗レイアウトをお願いすると家族が仲良
くなり、お店はお客様の笑顔で溢れるそうです。そんな前出マジックを数多くのご経験や事例を交えてたっぷりお
話し頂きます。ぜひ皆様お誘い合わせの上、お越しくださいませようご案内申し上げます。

テーマ 「家が好きになる・店が繁盛する 前出流・目からウロコの整理術」

講師 E's plan 代表 前出 英子 先生 (2-3Pをご覧ください)

日時 平成18年4月22日(土) 講演会:午後1時30分~5時 懇親会:午後5時30分~

場所 たかつガーデン(近鉄上本町駅 徒歩3分 地下鉄谷町9丁目 徒歩7分 TEL:06-6768-3911)

会費 講演会5,000円 懇親会4,000円 懇親会会場:庵 (TEL:06-6765-1716)

次回の予定 第55回 7月8日(土)午後1時30分~ テーマ 「韓国と日本の福祉事情」
講師 社会福祉法人こころの家族 理事長 尹基(ユンギ)先生(15頁をご覧ください)

▼お問い合わせは => TEL06-6772-7770 E-mail:higasa@share.gr.jp (担当:樋笠)まで

「改訂版 社会福祉法人会計簿記ワークブック 入門編・初級編」のご案内

平成17年11月20日(日)、
第一回「社会福祉会計簿記認定

試験(初級)」がNPO福祉総合評価機構の主催で実施されました。全国28都道府県29会場で2,045名の方
が受験され、1,927名が合格されました。多くの方のご協力を得て、無事修了すること
ができました。受験者・関係者の方々に深く御礼申し上げます。

この認定試験の試験範囲とされ、林光行が執筆しております「社会福祉法人会計簿記
ワークブック 入門編・初級編」が、平成17年度認定試験問題と解答を新たに添付し、
改訂版として4月20日に出版を予定しております。



改訂版 社会福祉法人会計簿記ワークブック 入門編・初級編

NPO福祉総合評価機構監修 林光行著 実務出版社発行 定価2,000円(税込み)

編集後記

☆財務省が、この3月末の国の債務
残高は813兆円と発表。文京学院大
学菊池英博教授によると、「財政危機をあおるのは増税の
ため」だとか。何故なら政府は、GDP500兆円に匹敵する
金融資産を保有し、海外の格付会社向けには「日本は世
界最高の外貨準備など債務に見合う金融資産があり、財
政状態は健全である」としているそうです。ところが、
格付会社は日本の財政が健全なのは先刻承知。日本国債
の格付を下げた理由は、緊縮財政による成長率低迷と国
民負担率上昇を懸念してのことだったそうです。 \*

内需拡大策も景気回復策も実施しない小泉政権の下、
大企業はリストラによって史上最高の利益を計上。失業
者や就職できない若者が増え、勤労層の所得は減少し続
けています。そこに増税と社会保障費等の負担増。財政
難だから仕方ないと思っているけど本当でしょうか。

母子連での簿記講座。5年前はリストラに対する危機
感を持ちながらも正社員の方が多かったのに、今は見事
に派遣、パート、契約社員、失業中の方が増えています。
それでもお母さんたちはすぐ仲良くなって、お互い助け
合って明るく前向きに生きておられます。 \*

☆「不確かな情報を元に相手を攻撃した」と言えば、イ
ラク戦争を始めた大統領。多くの命が奪われ、テロが多
発しています。それでも当の大統領は「世界はより安全
になった」と演説。なんと自己正当化の名人! \*

一方イラク戦争に主体的に追従した首相。自己正当化
では負けていないようです。定率減税とセットだった
3000万円超の所得に対する大幅減税はそのままに。相続
税の最高税率を20%引下げ、上場株式の譲渡や配当に対
する税率を10%にするなど、国民の5%に満たない富裕
層に対する優遇税制を実施。所得格差を助長しながら「格
差を妬む風潮はよくない」。それでもあの笑顔につられ
るのは…これって催眠術にかかっているのかも? \*

さてお花見の季節です。桜の下でワイワイ飲み食いす
るのは日本特有の習慣だそうです。「子育てには迷惑を
掛け合うことを認め合う『お互い様』の精神が必要」と
路交館の枝本館長(15頁)。同館パンフレットには「共同
して子育てするとき子育てが楽しく豊かになる」とあり、
なんだかほっとします。子供たちは子供たちで遊んで育
ちあい、大人たちは井戸端会議。そしてみんな子育て!
人と人とが触れ合うからこの世は楽しい!! (林 幸)

☆ シェアリングレターに関するご意見、ご感想、あるいは日頃感じておられることなど、どしどしお寄せください。
☆ また、税務や経営についてのご相談もお気軽にどうぞ。=>E-mail:yuki@share.gr.jp URL:www.share.gr.jp
〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町1番13号 サンセットヒル Tel:06-6772-7770 Fax:06-6772-7740
☆ なお、購読料をカンパして頂ける方は口座番号00950-3-14499 林光行事務所の郵便振替までお願い致します。